

府中市まちな環境美化条例

平成15年12月26日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して、まちな環境美化を推進するために市内における空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内に住所を有する者、居住する者、通勤し、又は通学する者、滞在する者及び市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 土地所有者等 市の区域内に所在する土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (5) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、チラシその他これらに類する物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する土地、塀、建物その他の工作物をいう。
- (7) 落書き行為 みだりに公共の場所等に文字、図形等を書く行為をいう。
- (8) 簡易広告物 はり紙、はり札、立看板等簡易に表示できる広告物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民及び事業者が行う環境美化に関する活動への支援、意識の啓発、環境に関する学習活動その他の環境美化に係る施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を理解し、環境美化に関する活動に努めなければならない。

2 市内に居住する者は、自宅及びその周辺において、清掃活動に努めなければならない。

3 市民等は、市が行う環境美化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 市民等は、道路、公園等において、歩行中又は自転車で走行中に、喫煙をしないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、この条例の目的を理解し、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他の環境美化に関する活動に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う環境美化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、この条例の目的を理解し、環境美化に関する活動に努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地について、空き缶等及び吸い殻等が捨てられないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(禁止行為)

第7条 市民等は、公共の場所等において、みだりに空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。

2 市民等は、公共の場所等において、落書き行為をしてはならない。

3 市民等は、飼育する犬又は猫のふんを公共の場所等に放置してはならない。

4 事業者は、公共の場所等において、他の法令の規定により掲示することが認められている簡易広告物を除き、環境美化の推進を害するおそれのある簡易広告物を掲示してはならない。

5 飲食物を販売する事業者は、当該販売する場所に空き缶等の回収容器を設置することなく自動販売機を設置してはならない。

(環境美化推進地区)

第8条 市長は、次に掲げる地域を環境美化推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

- (1) 空き缶等及び吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める地域
- (2) 市民等及び事業者が積極的に清掃活動等に取り組んでいると認める地域

2 市長は、推進地区において、この条例の目的を達成するための施策を重点的に実施することができる。

(喫煙禁止路線)

第9条 市長は、推進地区において、喫煙を特に禁止する必要があると認める道路を喫煙禁止路線(以下「禁煙路線」という。)として指定することができる。

2 禁煙路線においては、路上で喫煙する行為を禁止する。

3 市長は、禁煙路線を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、規則で定める事項を告示するとともに、禁煙路線であることを示す標識を設置するなど周知に努めるものとする。

(地域美化協力員)

第10条 市長は、地域における環境美化に資するための啓発活動及び自主活動を促進するため、府中市地域美化協力員を委嘱することができる。

(環境美化推進委員会)

第11条 この条例の目的を達成するため、市長の附属機関として、府中市環境美化推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(顕彰)

第12条 市長は、環境美化に貢献した者に対し、顕彰を行うことができる。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、第7条に規定する禁止行為を行った者及び第9条第2項に規定する禁煙路線において喫煙を行った者に対して、指導又は勧告を行うことができる。

(罰則)

第14条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、これに従わないときは、5万円以下の過料を科すことができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|-------------|------------|
| 環境美化推進委員会委員 | 日額 11,000円 |
|-------------|------------|